

“葬儀費用は誰が払うの”

質問：初めまして、わたしは現在、体調を崩している夫と暮らしています。そこで万が一のために葬儀の準備もしているのですが、夫は生前にお世話になった方に来てもらいたいみたいで、希望する葬儀代がこのままでは結構かかってしまいます。現在は誰が払うとか決めていないのですが、もし仮に夫が亡くなった場合、葬儀費用は誰が払うべきなのですか？そういう何か法律があるのでしょうか？相続する財産も少しはあるので、いざという時に葬儀費用のことで家族でもめたくありません。

回答：原則として葬儀費用は、法律で決められた相続財産の取り分の話とは別です。配偶者の方が多く相続するので葬儀費用は配偶者の方が払わなければならないといった法律はありません。でも葬儀費用は誰かが払わないといけませんよね。そこで主な解決法は三つあります。一つは亡くなった方の財産から葬儀費用を払い、それ以外をご家族で分割して相続することです。二つ目の解決策は、葬儀の喪主である方が支払うことです。三つ目の解決する方法は、ご家族それぞれが分割して負担することです。以上、こうした三つの仕方が葬儀費用の負担について考えられます。これまでは一つ目の方法が主流でしたが、現在では多くのご家族が二つ目の手段で葬儀費用問題を解決することをなさっています。この回答が何か参考になれば幸いです。

“スタッフ紹介 宇田”



「解決型支援から伴走型支援へ」というキャッチフレーズが広まっています。健康や生活における課題の解決はもちろん大切なことですが、「一緒に生きてくれる他者」の存在は人生を楽しむための秘訣であるようです。

私は法律専門家として皆さまのご相談に最善の提案ができるよう努めると共に、皆さまとの「出会い」を心から楽しみにしております。